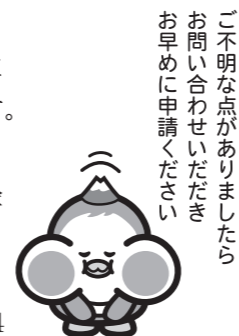


臨時福祉給付金（経済対策分）

臨時福祉給付金は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として行う給付金事業です。

- 支給基準日** 平成28年1月1日
- 支給対象者** 支給基準日現在で、にかほ市の住民基本台帳に記録されている方で、平成28年度の市民税（均等割）が課税されていない方
※ただし、市民税が課税されている方から扶養されている方や生活保護世帯は対象外です。
※扶養されている方とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者となります。また、16歳未満の年少者も扶養親族となります。
- 支給額** 支給対象者一人につき15,000円
- 申請書類** ・臨時福祉給付金（経済対策分）申請書（市から郵送）・振込先金融機関の通帳、もしくはキャッシュカードのコピー
※前回の給付金を、にかほ市から受け取られた方で、今回も同じ受取口座を希望する場合は添付不要です。
※その他必要に応じ市が書類を求める場合があります。
- 申請手続** 対象となる可能性のある方へ、2月上旬に申請書等を郵送していますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）で、郵送もしくは受付窓口まで持参してください。

- 申請期間** 平成29年2月7日（火）～7月31日（月）
※窓口での申請受付は、平日（8:30～17:15）のみとなります。
※郵便の場合は、受付期間最終日の当日消印有効です。
※申請期間を過ぎると申請ができなくなり、給付金の受け取りができません。
- 受付窓口** ・福祉課（仁賀保庁舎）
・金浦市民サービスセンター
・象潟市民サービスセンター
- 審査結果** 申請から概ね1カ月程度で審査の結果を文書でお知らせします。審査の結果、支給対象にならない場合もあります。
※支給決定がされる前にお亡くなりになられた方は、支給の対象になりません。
- 給付方法** 給付金は3月以降に申請者の口座に振り込みます。口座をお持ちでない場合は、最寄りの市役所窓口にて現金でお渡しします。
- 問合せ先** 福祉事務所 福祉課 ☎32-3034



ご不明な点がありましたらお問い合わせください



ガス水道局からのお知らせ 水道メーターの検針員を募集します

- 仕事内容** 水道メーターの検針（業務委託）
- 対象者** 毎月検針期間内に検針可能な方
- 応募方法** 市販の履歴書に記入のうえ、「メーター検針員採用応募」と朱書きした封筒に入れ、ガス水道局へ提出（郵送も可）
- 申込期限** 2月28日（火）午後5時（必着）
- 採用方法** 書類選考および面接（書類選考後、面接日をご連絡）
- 申込・問合せ先** ガス水道局 ☎37-3131
〒018-0402 にかほ市平沢字舟橋4



検針地区	検針期間	募集人員	委託契約期間	検針単価
西中ノ沢、洗釜、大砂川、小砂川	毎月25日～29日	1人	4月1日～翌3月31日（1年毎に更新可能）	66円×約560件 ※冬期間は除雪料として58円×件数を加算

※3月に前任者から仕事内容等の引き継ぎがあります。

市営住宅入居者募集

◎募集住宅…全24戸

- ・市営住宅建石（象潟：鉄筋3階）16戸
S53年築…2LDK 1階1戸
2階2戸
3階3戸
S55年築…2LDK 1階1戸
2階1戸
3階1戸
S56年築…2LDK 2階1戸
3階4戸
S57年築…2LDK 3階1戸
S59年築…2LDK 3階1戸
- ・市営住宅松ヶ丘（象潟：鉄筋3階）4戸
H5年築…2LDK 2階1戸
3階2戸
H14年築…2LDK 1階1戸
- ・特定住宅下山（象潟：木造平屋）4戸
H8年築…3LDK 1戸
H9年築…3LDK 3戸

- ◎申込期間 2月15日（水）～2月28日（火）
- ◎家賃 世帯内の収入、人数などにより決定
最低14,000円～最高55,000円
- ◎敷金 決定した家賃の3カ月分

◎入居の資格

- ・現に住宅に困窮していること
 - ・月の収入が基準以内であること
 - ・同居しているか、同居予定の親族があること
 - ・暴力団員ではないこと
- ※書類審査後、困窮の度合いが同等の場合、抽選により決定します。
※建石（60歳以上）と1DKは、単身入居が可能です。



申込・問合せ先

- ・金浦庁舎／建設課管理班 ☎38-4307
 - ・仁賀保・象潟市民サービスセンター
- ※申請書に必要書類（申請者・同居人の所得・納税証明書、世帯の住民票謄本）を添付して提出。

臨時議会

平成29年第1回臨時議会が、1月30日に開かれ、上程された2件の議案は原案のとおり可決されました。

《上程された議案》

- ◆にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定（議案第1号）
9月定例会以降の不適正な事務や農業基盤整備促進事業の実施にともなう補助金の一部返還金など、一連の事案が生じた責任を重く受け止め、市長および副市長の給与を減額（10分の1、1カ月）するため条例の一部を改正するものです。
- ◆平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）（議案第2号）
歳入歳出とも22万2千円を減額し、予算総額が145億7,554万4千円となりました。議案第1号に関連するもののほか、1月1日付け人事異動に関する調整が主なものです。

職員の懲戒処分について

にかほ市では、地方公務員法およびにかほ市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、にかほ市職員の懲戒処分等に関する規則第8条第1項第1号の規定により公表します。

1. 処分対象者および処分内容

No.	所属	職位	年齢	処分内容	処分年月日	処分理由
1	商工観光部	部長	59歳	減給1/10 1カ月	H29.1.30	国庫補助金の一部返納および交付済補助金の返還を対象者へ求める事態を生じさせた指導監督不適正
2	市民福祉部 子育て長寿支援課	副主幹	45歳	減給1/10 1カ月	H29.1.30	同上
3	財務部 財政課	副主幹	42歳	戒告	H29.1.30	同事案の事務処理不適正
4	農林水産建設部 農林水産課	主任	33歳	戒告	H29.1.30	同上

2. 【懲戒処分の適用条項】地方公務員法第29条第1項第2号